

保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン（案）

令和8年

旭川市こども・女性・若者未来部



はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活において医療的ケアを必要としているこどもの数は年々増加しており、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、「医療的ケア児」という。）及びその家族が、個々の状況に応じて適切な支援を受けられる環境づくりが重要な課題となっている。

このような状況を鑑み、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が施行されている。本法では、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることが基本理念として明記されている。

保育所等での受入れは、集団生活を通じて医療的ケア児の健やかな成長を促すとともに、保護者の離職防止にも寄与するものである。また、周囲のこども達にとっても、共に生活し相互理解を深めることは、豊かな成長につながる貴重な機会となる。

行政・保育の現場・関係機関が協働し、医療的ケア児への支援がより一層充実するよう、本ガイドラインを広く活用していただくことを期待する。

目次

第1章 基本的事項	1
1. ガイドラインの目的	
2. 保育所等で行う医療的ケア	
(1) 医療的ケアの内容	
(2) 対象児童	
(3) 保育所等における医療的ケアの実施者	
(4) 保育と医療的ケアの協働	
第2章 利用開始までの流れ	3
第3章 保育所等の生活	4
1. 集団生活での配慮	
(1) 職員の連携	
(2) 1日の流れ	
(3) 行事・園外活動等の対応	
2. 日常の保育実施に当たっての留意点	
(1) 他の保護者・児童への説明	
(2) 園内での感染症への対応	
3. 安全管理	
(1) 緊急時の対応	
(2) 災害発生時の対応	
(3) リスクマネジメント	
第4章 関係機関との連携	7
1. 医療機関との連携	
(1) 主治医・医療機関との連携	
(2) 地域の医療機関（かかりつけ医）等との連携	
2. 療育・福祉との連携	
3. 行政	
第5章 保護者の了承事項	8
1. 保護者の了承	
(1) 医療的ケアについて	
(2) 体調管理及び保育の利用中止等	
(3) 緊急時及び災害時の対応等	
(4) 情報の共有等	
2. その他	
第6章 継続的な支援	10
1. 審査会の実施	
2. 入所後に医療的ケアの内容が変更となった場合	
3. 医療的ケアの必要がなくなった場合	
4. 就学に向けた小学校等との連携	
各様式	11

第1章 基本的事項

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインでは、「医療的ケア児支援法」に基づき、旭川市内の保育所等で医療的ケア児を受入れる際に必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進していくことを目的とする。

2. 保育所等で行う医療的ケア

(1) 医療的ケアの内容

保育所等の人員配置や施設設備の状況から、審査会において安全な提供が可能であると判断された医療的ケアとする。

ただし、病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含まない。

具体的な医療的ケアの内容については次の表のとおり。

	概要
経管栄養	・自分の口から食事を摂れなくなった人に対し、鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう・腸ろうを通じて、栄養剤を胃や腸まで送る方法
服薬管理	・主治医の処方箋に基づき、薬の管理を日々行い、指定された時間に服薬援助を行う。
吸引	・痰や唾液、鼻汁等を自分の力だけでは十分に出せない場合に、器械を使って出す手伝いを行う ・痰により呼吸状態が悪化する可能性がある、または、肺炎等の感染症のリスクを高めると考えられる場合に実施する
導尿	・排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿するもの
酸素療法（在宅酸素療法）の管理	・呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素供給器等を使い、酸素を補う
気管切開部の管理	・気管とその上部の皮膚を切開してその部分から気管にカニューレを挿入することで気道を確保している人に対し、気管カニューレ周辺の管理を行う
吸入	・呼吸器系の疾患を持つ人が薬剤の吸入をしたり、スチームの吸入を行う
人工呼吸器の管理	・人工呼吸器の動作確認や設定等の管理を行う
血糖管理とインスリン注射	・糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合等、定期的もしくは、身体状況や医師の指示に合わせて、皮下注射によりインスリンを補う ・インスリンポンプや自動血糖測定器の管理を行う ・血糖の変化に伴う体調の観察と、低血糖・高血糖時の対応を行う
人工肛門（ストーマ）	・自然に排便が難しい場合に、腹部に排使用のルートを造るもの ・人工肛門の装具の交換、排泄物の処理は医療行為に当たらない
その他	市長が実施を認めた医療的ケア 等

本表は、令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究『保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン改訂版（令和6年3月）』」を参考に、市の医療的ケア児受入れ体制の整理を目的として必要な項目を抜粋し、一部内容を省略・再構築したもの。

(2) 対象児童

審査会において、以下の要件を満たしていると判断される児童が対象となる。

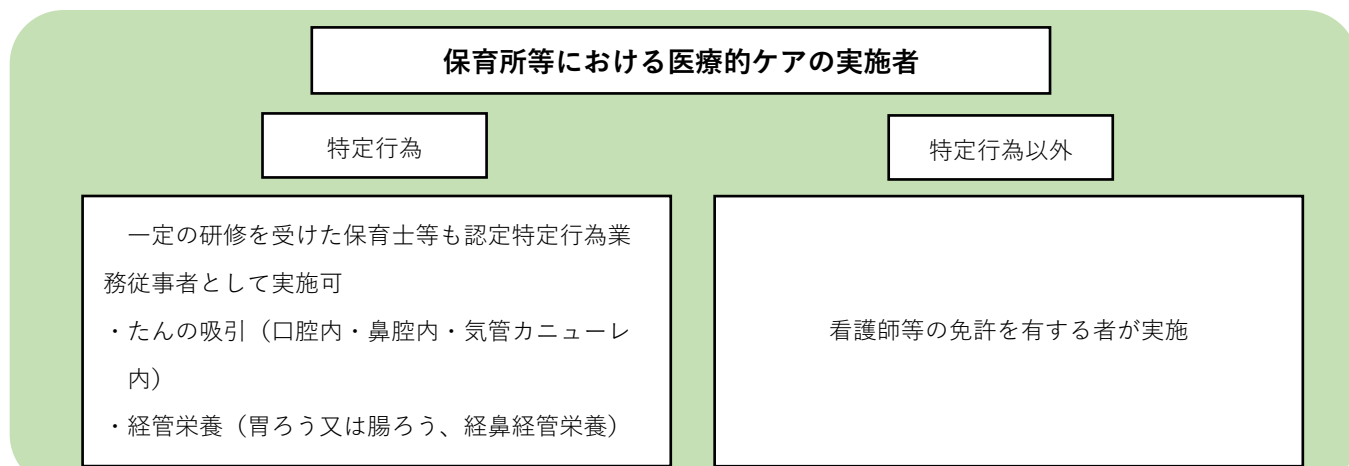
- ・病状や健康状態が安定していて、[※]集団保育が可能なこと
- ・保育の必要性があり、主治医から保育所等の入所が可能と判断されていること
- ・看護師が主治医から指示・指導を受けた範囲で実施可能なケアであること
- ・日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ・病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
- ・保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携できること

※ 集団保育が可能な状態とは

保育所保育指針等に基づき、午睡、食事及び集団での遊び等の場で、保育者及び他児との接触の機会がある環境の中で、日常生活を過ごすことが医療的ケア児の身体的・心理的及び精神的な安全性の観点から可能であることを、保護者及び主治医が認めたもの

(3) 保育所等における医療的ケアの実施者

医師の指示のもとに保育所等において保育士等が行うことができる医療的ケアの内容と範囲は以下のとおり。



出典：令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究『保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン改訂版（令和6年3月）』

(4) 保育と医療的ケアの協働

保育所は、保育の必要なこどもの保育を行い、健全な心身の発達を図る生活の場である。医療的ケア児においても健やかな成長のために、一人ひとりの発達・発育に応じた保育の提供を行うことが重要である。

また、医療的ケア児の保育は、保育士と看護師が協働して周りのこどもたちとの関わりの中で、適切かつ衛生に配慮して医療的ケアを安全に実施するとともに、保育所全体で医療的ケア児を支援していくことが重要となる。

第2章 利用開始までの流れ



第3章 保育所等の生活

1. 集団生活での配慮

(1) 職員の連携

医療的ケア児の保育所等受入れの上では、担当看護師・保育士のみならず、全ての保育スタッフの役割の明確化と連携が必要となる。

医療的ケア児に関する主たる職員と役割を以下に示す。

職種	役割	具体的な内容
管理者	総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 個別対応内容の決定と職員への周知徹底 全職員への指示伝達 主治医や嘱託医と連携し、緊急時の対応を事前に確認 安全管理のリーダー 等
副園長・保育主任等	管理者補佐	<ul style="list-style-type: none"> 管理者不在時の総括責任者代理 全職員への指示伝達
看護師	医療的ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> 主治医や嘱託医との連携 医療的ケア計画の立案と実施 対象児童の疾患や医療的ケア内容について他の職種との知識の共有と連携を図る 薬や器具の管理 安全管理 他児や他のクラスへ医療的ケア児の正しい知識の伝達 等
認定特定行為業務従事者（保育士）		<ul style="list-style-type: none"> 対象となる医療的ケア児への対応
担任（保育士）	医療的ケア児への保育実施	<ul style="list-style-type: none"> 保育計画の立案 医療的ケア児が安全で、安心して行えるクラス活動の提供 対象児童の発達や成長について他の職種との知識の共有と連携を図る 他児や他のクラスへ医療的ケア児の正しい知識の伝達 等
調理員・栄養士等	医療的ケアの内容に応じた食の提供	<ul style="list-style-type: none"> 配慮食における給食の対応 配慮食献立の確認 等
他スタッフ		<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児に対する他の児童への疑問や関心への対応と配慮を行う 医療的ケア児の健康状態に配慮し、異変を感じた場合は速やかに看護師に報告する 医療的ケアへの理解を深め、必要に応じて医療的ケアの補助を行う

(2) 1日の流れ

① 登園

前日から登園までの家庭での様子等を聞き取り、医療的ケアに必要な器材や物品についての引渡しを行う。

受入れを担当した職員と医療的ケアを実施する職員の間で、適切に情報共有を行う。

② 日中の保育

実施した医療的ケアは記録に残し、その情報について職員間で共有するとともに、連絡帳等を用いて保護者と共有する。

室内外での遊びを含めた活動内容については、衛生面について十分に配慮しながら、それぞれの児童の個別性を考慮した上で、可能な限り他の児童と同じ活動ができるよう検討する。

③ 医療的ケアの実施

医療的ケアの内容によってはふだんの保育スペースから場所を移してケアを実施するが、経管栄養等、日常生活の中で他の児童と同時に行うことができる活動については、他の児童とも同じ部屋で実施することが望ましい。

④ 降園

保護者に、児童の日中の様子に関する情報を伝達するとともに、その日医療的ケアに要した物品や器材、場合によっては廃棄物の引渡しを行う。

保護者に対して医療的ケアの実施状況が適切に伝達されるよう、職員間でしっかりと情報共有を行う。

(3) 行事・園外活動等の対応

個々の児童に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医や医療機関にも確認を行う。安全な保育のため、保護者の同伴を求める場合は、その必要性等を十分に検討し、保護者の理解と協力を得る。

また、体調や当日の天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと保育所等が判断した場合は、参加を見合わせる場合があることについて、事前に保護者の同意を得る。

その他、以下に留意する。

- ① 職員間で、活動内容や個別の対応事項を共有すること
- ② 園外保育や散歩等の活動は、事前の下見に基づき活動先及び活動内容等に関し十分な検討をすること
- ③ ケアを行う場所がプライバシーや衛生面において、適切な場所であること
- ④ 緊急時の連携体制を確保しておく等、安全確保措置を十分に講じること

2. 日常の保育実施に当たっての留意点

(1) 他の保護者・児童への説明

医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、クラスに医療的ケア児が在籍することについて説明し、共に保育を行うことに対して理解を得られるよう努める。

また、事故のリスクを軽減するため、実施する医療的ケアの内容や、それぞれの器具の重要性や取扱いについて説明を行う。

(2) 園内での感染症への対応

保育所等での感染症対策については、「保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）」に準じた対応を行う。

また、園内で感染症が流行している場合は、保護者と情報共有し、感染の可能性があることを事前に保護者と確認する。

3. 安全管理

(1) 緊急時の対応

保育所等は、チューブ等の自己抜去や急な体調の変化等、想定されるリスクを抽出し、「予想される緊急時の対応フロー」等のマニュアルを作成する。対応フローの内容について、全ての職員で共有し、適切な対応ができるよう定期的に訓練を実施する。

また、保育中に児童の体調変化や医療的ケアが困難となった等の理由により、保育の継続が困難であると判断した場合には、保育利用時間の途中であっても、保護者にお迎えを依頼する。

(2) 災害発生時の対応

災害の発生に備え、平時より準備をしておくことが必要となる。避難訓練等において職員間で医療的ケア児を含めた避難経路、避難先等を確認する。また、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等について、あらかじめ保護者に確認を行う。さらに、預かっている器具の定期的なメンテナンスを保護者に依頼する。

災害時、電話等が不通で連絡がとれない、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定した対応についても、保育所等と保護者は相互に確認を行う。

園から別の場所に避難する場合に備え、必需品・医薬品等・緊急時の対応手順書・医療機関の連絡先を入れた個別の非常用リュックを準備する等、対策を講じる。

(3) リスクマネジメント

保育所等は、重大な事故を未然に防ぐため、あらかじめできる対策について事前に講じておくことが重要である。

また、保育中の事故やヒヤリハットを記録するとともに、園内の全ての職員同士で情報共有を行い、なぜそうした事例が発生したのかについての原因を分析し、改善策や予防策を検討し、再発防止に努める。

第4章 関係機関との連携

1. 医療機関との連携

(1) 主治医・医療機関との連携

保育所等で適切に医療的ケアを実施するため、保護者の同意のもと、必要に応じて、施設長や看護職員が、様式第5号「医療的ケア主治医意見書・指示書」の内容や緊急時の対処法等を確認する。

医療的ケア児の体調の急変や緊急時の場合に備えて、速やかに主治医医療機関と連絡できるような協力体制を整える。

参考様式3「保育施設における活動のめやす」等をもとに、保育所等での生活（自宅や病院とは根本的に異なる生活になること）を丁寧に説明し、集団生活の可否と、保育活動に対しての見解を確認する。

(2) 地域の医療機関（かかりつけ医）等との連携

地域の医療機関（かかりつけ医）がある場合は、保護者の同意のもと、医療機関と情報を共有する。また、訪問看護ステーションを利用している場合も、必要時には、保護者の同意のもと、ケアの内容等の情報を共有する。

2. 療育・福祉との連携

医療的ケア児が、主治医以外に療育機関等に通っている場合は、療育先の医師・看護師・理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）等とも、連携を図ることが必要となる。

保育所と療育機関は、保護者の了解のもと、必要に応じて互いの支援計画等を共有し、療育と保育が一体的に支援できるよう連携を強化する。

3. 行政

関係機関等との連携体制の構築をはじめ、「医療的ケア児」の受入れ方針の検討・周知や、地域における「医療的ケア児」の保育ニーズの把握等その他必要な事項について、主体的に取り組む。

第5章 保護者の了承事項

1. 保護者の了承

(1) 医療的ケアについて

- ① 主治医の指導又は助言が必要な場合に、保育所等の職員等が直接又は保護者の受診に同行する等の方法で主治医との相談を行う場合があること
- ② 保育所等では、関係法令及び主治医の指示書等に基づき、緊急時の対応を行う場合があること
- ③ 医療的ケアの実施に必要な器具及び消耗品は、原則として、保護者が用意すること
また、点検及び補充についても保護者が行い、使用後の物品については家庭に持ち帰り処分するものとする
- ④ 必要な文書等の発行のため生じる費用等の経費は、保護者の負担とすること

(2) 体調管理及び保育の利用中止等

- ① 保育所等の利用日及び利用時間は、人員配置を考慮し、保育所等と相談の上で決定されること
また、保育所等において医療的ケアを実施する体制がとれない日及び時間帯については、保育の利用ができない場合があること
- ② 登園前に医療的ケア児の体調及び様子に変調が見られるときは、保育所等を利用せず、主治医への相談および診察を受けること
- ③ 保育所等を利用している間に医療的ケア児の体調に変調が見られ、保育所等が保育の継続が困難と判断し保護者に連絡をした場合には、利用時間の途中であっても速やかに保育所等の利用を中断すること
- ④ 集団保育の場では、感染症に罹患するリスクが高くなることが予想されるため、保育所等から感染症の流行等のお知らせがあった場合は、必要に応じて、保育所等の利用を控える、主治医に保育所等の利用について相談する等の対応をすること
- ⑤ 保育所等が必要と認めるときは、保護者に医療機関の判断を求めることがあること
また、それにより受診した場合その費用は保護者負担となること
- ⑥ 医療的ケアの内容の変更等により、保育所等で安全に医療的ケア及び保育を実施することが困難となった場合、保護者の意向を確認の上、利用する保育所等の変更のため、再度の利用調整を行うことがあること

(3) 緊急時及び災害時の対応等

- ① 保育所等を利用している間に、医療的ケア児の体調に急な変調が見られ、保育所等が緊急事態と判断した場合は、保育所等は医療的ケア児の保護者に連絡を行い、事前の取り決め内容に沿って必要な措置が講じられること
また、緊急時には、保護者への連絡より先に、医療機関へ搬送を行い、受診及び治療が行われる場合があること
- ② 挿入物の事故除去等の緊急時の対応について、保護者及び主治医と保育所等の間で事前に対応を協議し取り決めを行い、それに沿って対応すること
- ③ 災害時の対応について、保護者及び主治医と保育所等の間で事前に対応を協議し取り決めを行い、万が一、保護者等が医療的ケア児の引取りに來られない時を想定した備えを行うこと
- ④ 保育所等を利用している間、緊急の場合に必ず連絡をとれるように、保育所等と保護者との間で連絡体制を整えておくこと

(4) 情報の共有等

- ① 集団生活の可否の確認及び保育所等における医療的ケア実施に当たり、医療的ケア児の状況等に関する情報提供及び面談等に協力すること
家庭及び保育所等における医療的ケアの実施状況及び医療的ケア児の様子について、保育所等、主治医及び関係機関と十分に情報共有すること
また、健康状態に影響を与える要因（家庭での出来事や、内服薬の追加等）については、ケアの実施と評価に影響を与えるため、必ず保育所等に情報共有すること
- ② 医療的ケアの内容の見直しに関わる情報（主治医の意見や健康状態の変化等）は、速やかに保育所等、主治医及び関係機関に伝達すること
- ③ 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があること
- ④ 必要に応じて、関係機関間で情報共有を行うこと

2. その他

上記（1）～（4）のほか、保育所等との間で取り決めた事項を順守すること

第6章 継続的な支援

1. 審査会の実施

入所後も、必要時、審査会において受入れの継続や方法等について検討を行う。

2. 入所後に医療的ケアの内容が変更となった場合

保育所等へ入所後、児童の健康状態の変化等、医療的ケアの内容が変更となった場合には、保護者は、「医療的ケア児主治医意見書・指示書」を改めて保育所等へ提出する。

また、保育所等は変更内容に合わせ、支援計画の修正や変更を行うとともに、市へ報告を行う。

市及び関係機関は、審査会を行い、医療的ケアの内容変更に伴う保育所等の受入れの可否と、医療的ケア・保育の内容修正を検討する。

3. 医療的ケアの必要がなくなった場合

医療的ケアの必要がなくなった場合は、保護者は速やかに「特別支援保育・医療的ケア児保育利用辞退届」を提出する。

市及び関係機関は、審査会を行い、医療的ケア児保育の終了が可能か検討を行う。

4. 就学に向けた小学校等との連携

医療的ケア児を受け入れる保育所等においては、年少段階から保護者と就学に向けたビジョンを共有し、希望する就学先に合わせて、就学までに必要な流れについて、情報の提供や共有をしていくことが望ましい。

また、医療的ケア児の就学準備にあたっては、早期（年少・年中時）から長期的視点を持って、市、学校、保育所等、保護者を中心として多機関で連携・調整を行う必要がある。

各様式

項目・内容	様式・表	使用上の留意
申し込み	旭川市特別支援保育事業実施要綱 ・特別支援保育申込書（様式第1号） ・特別支援保育の実施に関する同意書（様式第3号） ・医療的ケア児保育施設等利用事前調査票（様式第4号） ・医療的ケア児主治医意見書・指示書（様式第5号）	・書類提出に当たり、各機関と連携を図り、対象児童及び家族との見解の相違がないよう努める
変更・終了	旭川市特別支援保育事業実施要綱 ・医療的ケア児主治医意見書・指示書（様式第5号） ・特別支援保育・医療的ケア児保育利用辞退届（様式第9号）	・対象児童の心身の状況変化に伴い、ケアの内容の変化や終了を要する場合は、保育所・保護者は速やかに、主治医及び旭川市に連絡を行う

【参考様式】

医療的ケア	・個別対応マニュアル（仮：参考様式1） ・看護手技マニュアル（仮：参考様式2）	・医師の指示内容の確認については、複数人でのチェックを徹底する ・個別対応マニュアルを作成する ・医療的ケア連絡票の活用により、情報の共有及びケアの評価を行う
保育	・各保育施設の個別支援計画 ・保育のめやす（参考様式3）	・個別支援計画に沿って保育・ケアを実践する。 ・保育のめやすをもとに、保育活動に関する医師の指示・意見を確認する
安全管理	・個別対応マニュアル（仮：参考様式1） ・医療的ケアに関する事故報告書（ヒヤリハットを含む）（参考様式4）	・ヒヤリハット・事件事例を事前に検討し、リスクマネジメントを行う。
緊急時対策 災害時対策	・個別対応マニュアル（仮：参考様式1） ・必要時フローチャートを作成する。	・医師の指示内容の確認については、複数人でのチェックを徹底する。 ・個別対応マニュアルを作成する。

【引用資料】

・子ども家庭庁、令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方等に関する調査研究『保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン改訂版（令和6年3月）』

【参考資料】

・子ども家庭庁、保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン（令和6年3月）
 ・子ども家庭庁、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「課題2 感染症等発生時の児童福祉施設における業務継続の在り方に関する調査研究」（令和4年3月）
 ・児童福祉施設における業務継続ガイドライン（令和4年3月）

【参照したガイドライン】横浜市、大阪市、枚方市、佐世保市、八戸市、秋田市、宮崎市、寝屋川市、青森市、川口市



「保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン」
<発行>旭川市こども・女性・若者未来部こども保育課
〒070-0037 北海道旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階
電話 0166-26-1111
FAX 0166-24-7833

医療的ケアに関する個別のケア・マニュアル

作成年月日	令和 年 月 日	必要物品	<input type="checkbox"/> カテーテル <input type="checkbox"/> 手指消毒 <input type="checkbox"/> 消毒綿 <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 潤滑剤 <input type="checkbox"/> 尿を入れる容器
氏名			
実施手順	手順・観察・確認		留意点
1. 必要物品を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・登園時、物品の確認（薬の内容と数も含め） ・挿入のタイミングは適切か（食後時間を空ける） 		<ul style="list-style-type: none"> ・不足があれば朝のうちに保護者に連絡 ・必要物品が揃っているか確認 ・衛生的に保管されているか確認
2. 事前準備	①環境・体位の調整 ②消毒綿の一部に潤滑剤を塗布しておく ③カテーテルを開封する <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安楽な体位を保持出来ているか ・児の表情と反応 ・室温 ・プライバシーへの配慮と他児への説明・状況 ・清潔が保たれているか ・カテーテルの使用期限・破損の有無 		<ul style="list-style-type: none"> ・顔回りにおもちゃを使用したりタオルで体を包んだりし、寝返りしないよう注意する ・室温の調整により不快・苦痛を最小限にする ・カテーテルの先端が汚染されないよう留意する
3. 消毒	①男児：包皮を下げ、尿道口から「の」の字を書く（中心から外側） ②女児： <ul style="list-style-type: none"> ・陰唇を開き、尿道口の中央を上から下へ方向に消毒 ・尿道口の左右を上から下へ方向へ消毒 <ul style="list-style-type: none"> ・陰部の皮膚の状態・皮膚トラブルの有無と程度 ・清潔が保たれているか 		
4. カテーテルに潤滑剤をつける	①カテーテルを清潔に取り出し、先端から5～6cmのところを利き手で持ち、先端に潤滑剤をつける <ul style="list-style-type: none"> ・清潔が保たれているか 		
5. カテーテルの挿入	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔が保たれているか ・児の表情（痛みを感じていないかなど） 		<ul style="list-style-type: none"> ・男児：陰茎を垂直に立てる 挿入のめやす：7～10cm ・女児：挿入のめやす：5～7cm
6. 採尿	<ul style="list-style-type: none"> ・尿の性状（混濁の有無と程度、出血の有無と程度、尿量、色、におい） ・尿路感染症の徴候の有無（尿の混濁、発熱、腰背部痛の有無） ・排尿障害の有無と程度（上記+下腹部の膨満、緊満感など） 		<ul style="list-style-type: none"> ・尿の貯留による細菌繁殖や導尿の定期的実施により尿路感染症のリスクが高い状態にあることを留意する ・感染徴候がある場合は保護者に報告し、受診を検討する
7. 記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリ・ハットがあれば報告する 		
緊急時の対応：			

保育施設における活動のめやす

	軽い活動	中程度の活動	強い活動
0 歳 児	<input type="checkbox"/> はいはいで移動する <input type="checkbox"/> すべり台を大人にさせてもらう <input type="checkbox"/> 手指を使った遊び	<input type="checkbox"/> コンビカーを押して歩く <input type="checkbox"/> はっていき、マットの山をよじ登り降りる	<input type="checkbox"/> 高い高い <input type="checkbox"/> 水遊びをする <input type="checkbox"/> 布にのせてゆさぶられる
1 歳 児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 室内用すべり台をすべる	<input type="checkbox"/> 散歩（往復20分程度） <input type="checkbox"/> すべり台をすべる <input type="checkbox"/> コンビカーに乗る <input type="checkbox"/> リズムに合わせて身体を動かす	<input type="checkbox"/> 長い階段の昇り降り <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> 少し高いところから飛び降りる <input type="checkbox"/> コンビカーで走る <input type="checkbox"/> 走る
2 歳 児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる	<input type="checkbox"/> 散歩（往復30分程度） <input type="checkbox"/> 長い階段の登り降り <input type="checkbox"/> 三輪車に乗る <input type="checkbox"/> 両足とび	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる
3 歳 児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる	<input type="checkbox"/> 散歩（往復40分程度） <input type="checkbox"/> 鉄棒で足ぬきまわり <input type="checkbox"/> ジャングルジムを登る <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ	<input type="checkbox"/> 追いかけっこ <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> プール遊び <input type="checkbox"/> 高いところから飛び降りる
4 歳 児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる	<input type="checkbox"/> 散歩（往復50分程度） <input type="checkbox"/> 鉄棒の前まわり <input type="checkbox"/> ジャングルジムを登る <input type="checkbox"/> スケートに乗る <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び	<input type="checkbox"/> 走る、鬼ごっこ、かけっこなど <input type="checkbox"/> プール遊び <input type="checkbox"/> フープ遊び <input type="checkbox"/> リズム遊び <input type="checkbox"/> ドッジボール（ころがし）、サッカー
5 歳 児	<input type="checkbox"/> 砂遊び <input type="checkbox"/> 室内遊び <input type="checkbox"/> 三輪車をこぐ <input type="checkbox"/> すべり台を自分ですべる	<input type="checkbox"/> 散歩（往復1時間程度） <input type="checkbox"/> 鉄棒の前まわり、さかあがり <input type="checkbox"/> ジャングルジムを登る <input type="checkbox"/> スケートに乗る <input type="checkbox"/> 水遊び、泥んこ遊び <input type="checkbox"/> 太鼓や竹馬	<input type="checkbox"/> 走る <input type="checkbox"/> プール遊び <input type="checkbox"/> フープ遊び <input type="checkbox"/> リズム遊び <input type="checkbox"/> なわとび <input type="checkbox"/> とび箱、マット遊び <input type="checkbox"/> ドッジボール・サッカー

参考様式 4

医療的ケアに関する事故報告書（ヒヤリハット含む）

※記入方法：該当する項目の□に✓を記入する。

- 事故報告書 保育園記入日 年 月 日
 ヒヤリハット報告書 担当課受領日 年 月 日

対象児		生年月日	年 月 日 (歳)
報告者	施設名：		記載者：
発生日時	年 月 日 ()		時 分
発生場所			
医療的ケアの内容	<input type="checkbox"/> 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう） <input type="checkbox"/> 気管内吸引 <input type="checkbox"/> 腔内・鼻腔内吸引 <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> ネブライザー吸入 <input type="checkbox"/> 血糖測定・管理 <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> インスリン実施中・管理中 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> その他 ()		
アクシデントの原因・要因・背景 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 勘違い <input type="checkbox"/> 確認不足 <input type="checkbox"/> 観察不足 <input type="checkbox"/> 聞き違い <input type="checkbox"/> 情報不足 <input type="checkbox"/> 思い込み <input type="checkbox"/> 知識不足 <input type="checkbox"/> 慣れ <input type="checkbox"/> 技術不足 <input type="checkbox"/> 自己判断 <input type="checkbox"/> コミュニケーション不足 <input type="checkbox"/> マニュアル以外の行為 <input type="checkbox"/> 繁忙 <input type="checkbox"/> 連携ミス <input type="checkbox"/> 疲労・体調不良 <input type="checkbox"/> 判断ミス <input type="checkbox"/> 焦り・パニック <input type="checkbox"/> 転記ミス <input type="checkbox"/> 子どもの要因 <input type="checkbox"/> 操作ミス [] <input type="checkbox"/> 設備・環境 <input type="checkbox"/> 保護者の要因 <input type="checkbox"/> 機械の整備不良 [] <input type="checkbox"/> その他 []		
発生状況 (園児の様子・保育の状況 など)	発生場所：		

出来事への対応	
保育施設での 処置・対応 等	<input type="checkbox"/> 園長への報告 : 連絡時間 時 分 <input type="checkbox"/> 保護者への報告 : 連絡時間 時 分 <input type="checkbox"/> 主治医への報告 : 連絡時間 時 分 <input type="checkbox"/> 課への報告 : 連絡時間 時 分 <input type="checkbox"/> 受診した場合 : 受診時間 時 分 対応内容
受診医療機関	受診した病院名： 診療科名： 搬送方法：徒歩・救急車・タクシー・その他（ ） 同行者：職員（氏名 ）保護者（続柄 ） 診断名： 通院・入院等状況：通院（1回のみ・継続的治療）・入院
保護者対応	保護者の受け止め：状況を理解いただいた その他→（ ）
再発防止策	